

## 町税・国民健康保険税の猶予、減免等

### 納付の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少（前年同月比概ね 20%）があった場合、無担保かつ延滞金なしで 1 年間猶予される。

- 対象の税金** 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など）
- 申請期限** 令和 2 年 6 月 30 日又は納期限のいずれか遅い日まで
- 申請方法** 申請書のほか収入等の状況がわかる資料を提出（提出が困難な場合は口頭による聴取）
- 申請・問い合わせ** 役場 税務課

※国税・県税の納付の猶予等のご相談は下記までお願いします。

- 国 税**：所得税、法人税、消費税、たばこ税など …… 尾 鷲 税 務 署 ☎ 0597-22-2222
- 県 税**：県民税、自動車税、県たばこ税、地方消費税 …… 紀州県税事務所 ☎ 0597-23-3417

### 国保税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により…

- 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯は、健康保険税を全額免除する。
- 主たる生計維持者の収入等の減少額が前年の収入等の額の 30% 以上である場合は、健康保険税の一部を減額する。

- 対象保険税** 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの
- 申請期限** 納付書送付の際の封入や広報みはま、防災行政無線等でお知らせします。
- 申請方法** 申請書のほか収入等の減少額が確認できる書類を提出
- 申請・問い合わせ** 役場 税務課

### 償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和 3 年度分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を減免する。

- 条 件** 令和 2 年 2 月から 10 月までの連続する 3 ヶ月間の売上額が、前年の同期間と比べ、  
① 30% 以上 50% 未満減少しているもの ② 50% 以上減少しているもの
- 減 免 額** ① 1/2 減額 ② 全額免除
- 申請期限** 令和 3 年 1 月 31 日
- 申請方法** 認定経営革新等支援機関等（税理士・公認会計士・弁護士など税務・財務等の専門知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など）の認定を受けて町に申告する。

※上記のほか「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」につきましても猶予、減免制度が予定されております。これらの詳細、またこのページの全体の更新情報等は、広報みはま、防災行政無線、ホームページ等でお知らせします。

税金・国民健康保険税の猶予、減免に係る問合せ 税務課 ☎ 3-0510

み んなで力を合わせ、新たな日常を取り戻そう!!

# 御浜町の支援策

## 町民のみなさまへ

これまで町民のみなさまには、小中学校の臨時休校や保育所の登園自粛、公共施設の利用制限やイベント等の開催自粛など、また、事業者のみなさまには、三重県による休業要請や営業時間の短縮にご理解とご協力を賜りましたこと、心から御礼申し上げます。

そして医療関係従事者のみなさまをはじめ、様々な分野で自らが感染する危険を顧みることなく、私たちの日常生活を守るためにご尽力いただいている多くのみなさまに、改めて感謝を申し上げます。

三重県による「緊急事態措置」が解除された後であっても、全国各地では依然、感染症の終息は窺えず、当地域でも警戒感を保ちつつ、様々な場面で予防対策に努められていただいております。

近い将来、この危機を乗り越え、平穏な日常を取り戻す日がくることを確信しています。

「オール御浜」で、新たな日常に向けた一歩を進めてまいりましょう。

令和 2 年 5 月 28 日 御浜町長 大畑 寛

このパンフレットは、御浜町による新型コロナウイルス感染症への各種支援の内容や相談窓口等について、令和 2 年 5 月 25 日現在での主なものをまとめたものです。なお、一部は予定のものもあり内容等が変更となる場合があります。 総務課 ☎ 3-0505

## 相談・支援窓口

|                                      |                      |                            |
|--------------------------------------|----------------------|----------------------------|
| 感染症についてのご相談                          | 健康福祉課 健康づくり係         | ☎ 3-0511                   |
| 家計困窮など生活に困ったとき<br>(特別定額給付金を含む)       | 健康福祉課 福祉係            | ☎ 3-0515                   |
| 中小企業・事業者のみなさんのための給付金、補助金、各種融資制度等のご相談 | 企画課 商工観光係            | ☎ 3-0507                   |
| 農林水産業のみなさんのための補助金、各種融資制度等のご相談        | 農林水産課                | ☎ 3-0517                   |
| 納税が困難で猶予や減免のご相談                      |                      |                            |
| 町 税：町民税、固定資産税、国民健康保険税など              | 税務課                  | ☎ 3-0510                   |
| 県 税：自動車税、個人事業税、地方消費税など               | 紀州県税事務所              | ☎ 0597-23-3417             |
| 国 税：所得税、法人税、消費税など                    | 尾鷲税務署                | ☎ 0597-22-2222             |
| 保険料などの納付が困難なとき                       |                      |                            |
| 後期高齢者医療保険料                           | 税務課 課税係              | ☎ 3-0510                   |
| 国民年金                                 | 住民課 保険年金係<br>尾鷲年金事務所 | ☎ 3-0512<br>☎ 0597-22-2340 |
| 水道料金、下水道使用料                          | 生活環境課 上下水道係          | ☎ 3-0513                   |
| どこに相談すれば良いのかわからないとき                  | 総務課 総務係              | ☎ 3-0505                   |

# 御浜町における新型コロナウイルス感染症に対する各種支援

未だ終息が見えない新型コロナウイルス感染症ですが、社会活動や地域経済の停止、停滞等により私たちの暮らしに深刻な影響を及ぼしています。

健康や生活への不安、困難を少しでも軽減し、新たな日常を取り戻す一歩を踏み出してもらうために、御浜町では国・県の制度、財源等を活用し下記の各種支援を行ってまいります。

詳しい支援内容につきましては、記載の担当課へお問い合わせください。(記載の情報は5月25日現在のものです。また一部は予定のものもあり、変更する場合があります。)

| 事業名                                         | 目的                                      | 対象者                                         | 内容                                      | 手続き                              | 時期           | 担当課・お問合せ先                |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------|--------------|--------------------------|
| 特別定額給付金                                     | 簡素な仕組みで迅速かつ確かな家計への支援を行う                 | 令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記載されている方                 | 1人あたり10万円                               | 郵送、オンラインで申請                      | 5月7日から8月7日まで | 健康福祉課 福祉係 ☎ 3-0515       |
| 子育て世帯への臨時特別給付金                              | 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた臨時特例的な給付措置          | 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子どものいる児童手当の受給世帯  | 対象児童1人につき1万円<br>児童手当指定口座へ振込             | 公務員以外は不要<br>(公務員は職場より申請書が配布されます) | 6月中旬以降給付     | 健康福祉課 子ども家庭室<br>☎ 3-0508 |
| 水道料金の3ヶ月無料化                                 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う町民の経済的な負担を軽減するため      | 御浜町水道事業と契約している全世帯、全事業所(一部事務組合等を除く)          | 令和2年4月検針分から6月検針分の3カ月分の水道料金の免除           | 不要                               | —            | 生活環境課 上下水道係<br>☎ 3-0513  |
| 国民健康保険傷病手当金<br><small>※後期高齢者医療保険もあり</small> | 国民健康保険に加入する給与所得者等が仕事を休みやすい環境を整備するため支給する | 国民健康保険に加入する給与所得者等で新型コロナウイルス感染症に感染又はその疑いがある方 | 直近3か月の給与から算出した日給の2/3×仕事を休んだ日数(4日目から)を支給 | 郵送又は窓口等へ申請                       | 令和2年6月上旬より受付 | 住民課 保険年金係 ☎ 3-0512       |

**国、その他による給付・貸付** ※国・県ではその他各種支援事業を実施しています。詳しくは、各省庁および三重県ホームページ等をご確認ください。

| 事業名                                         | 目的                                                 | 対象者                                                                     | 内容                                                        | 手続き                                         | 時期                        | 担当課・お問合せ先                                                                                                    |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国 持続化給付金                                    | 感染症拡大に伴う営業自粛等により、特に大きな影響を受ける事業者の事業の継続や事業の再起等を支援する。 | ①フリーランスを含む個人事業者<br>②資本金10億円以上の企業を除く、中小法人等(医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人も含む) | 個人事業者等は100万円まで<br>法人は200万円まで<br>※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。 | 経済産業省のホームページからオンライン申請                       | 令和2年5月1日から<br>令和3年1月15日まで | 持続化給付金コールセンター<br>☎ 0120-115-570<br>熊野サポート会場<br>(熊野商工会議所内:要予約) 予約センター<br>☎ 0570-077-866<br>みえ熊野古道商工会 ☎ 2-3220 |
| みえ熊野古道商工会<br>新型コロナウイルス感染症<br>対応支援金(仮称)      | 感染症予防等に対応する事業者の取り組みを支援                             | 町内の店舗等において小売業及びサービス業(医療・介護サービスを含む。)を営んでいる事業者<br>※その他条件あり                | 御浜町の全額補助により1店舗あたり5万円を給付                                   | 原則、郵送で申請                                    | 令和2年6月中旬から<br>7月末日まで      | みえ熊野古道商工会 ☎ 2-3220<br>役場 企画課 ☎ 3-0507                                                                        |
| 三重県<br>住宅確保給付金                              | 休業等に伴う収入減少により、住居を失う恐れがある場合等に家賃相当額の給付金が受けられます。      | 休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方。                                            | 原則3カ月間、世帯の状況に応じて、住宅費が給付されます。                              | 直接、三重県生活相談支援センターに相談するか、御浜町社会福祉協議会へ相談してください。 | 随時                        | 三重県生活相談支援センター<br>☎ 059-271-7701<br>御浜町社会福祉協議会 ☎ 2-3813                                                       |
| 社会福祉協議会<br>生活福祉資金(貸付)<br>①緊急小口資金<br>②総合支援資金 | 生活資金の貸し付けを行うことで、生計の維持や生活再建を支援します。                  | ①緊急かつ一時的に生活が困難になった人<br>②失業等により生活再建までの支援が必要な人                            | 休業や失業等により生活資金で悩んでいる人に対し、最大80万円(単身65万円)を貸付                 | 御浜町社会福祉協議会へご相談ください。<br>(無利子・保証人不要)          | 令和2年7月31日まで               | 御浜町社会福祉協議会 ☎ 2-3813                                                                                          |
| 国<br>農林漁業セーフティネット資金                         | 長期運転資金による農林漁業経営の維持安定                               | 農林漁業者であって資金繰りに著しい支障を来している又は来す恐れのある方                                     | ・融資限度額1200万円(一般)、年間経営費の12/12以内(特認)<br>・貸付当初5年間実質無利子化      | 日本政策金融公庫津支店又はJAの金融窓口にて                      | 令和3年1月31日まで               | 役場 農林水産課 ☎ 3-0517                                                                                            |